

○志賀町スポーツ全国大会等出場助成金交付要綱

平成23年4月1日

教育委員会告示第14号

志賀町スポーツ全国大会等出場助成金交付要綱（平成22年志賀町教育委員会告示第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、志賀町スポーツ全国大会等出場事業に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、志賀町補助金等交付規則（平成23年志賀町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる事業及び助成金の目的）

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、次条に定める対象となる者が行うスポーツ競技（ニュースポーツを含む。）で、次項に定める大会等（以下「大会等」という。）に県地区予選大会の結果又は各種目協会の推薦等に基づき出場するスポーツ全国大会等出場事業とし、助成金は、当該事業の実施に要する経費の一部に対し予算の範囲内においてこれを交付することにより、町民のスポーツへの意識を高揚し、もって町のスポーツ振興を図ることを目的とする。

2 大会等は、次に掲げる全国大会（西日本及び東日本の大会を含む。）をいう。

(1) 財団法人日本スポーツ協会又は当該加盟団体が主催、共催又は後援をする大会

(2) 前号に準ずると教育委員会が認めた団体が主催、共催又は後援をする大会

（対象となる者）

第3条 助成金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する監督並びに大会規定に定める選手、補欠及びコーチとし、コーチについては、大会規定に定める人数又は1人までとする。ただし、志賀町学校のスポーツ又は文化活動における全国大会等参加事業費補助金交付要綱（平成23年志賀町教育委員会告示第7号）による補助金の交付を受ける者は除く。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、対象となる者が、次の各号のいずれかを滞納しているときは、助成金の交付対象者としなないことができる。ただし、分納誓約書

等により、適正かつ確実な納付が見込まれるとき又は町長がやむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者としてすることができる。

(1) 志賀町税条例（平成17年志賀町条例第54号）第3条に規定する町税

(2) 志賀町国民健康保険税条例（平成17年志賀町条例第128号）第1条に規定する国民健康保険税

（助成率及び助成金の額）

第4条 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、1団体の交通費実費額が助成金の総額を下回る場合は、交通費実費額を助成の額とし、かつ、予算の範囲内とする。

(1) 小中学生又は高校生 1人につき 15,000円

(2) 前号の者を除く町民 1人につき 10,000円

2 国外開催地出場選手等は、前項で算定した額に加え、志賀町職員等の旅費に関する条例（平成17年志賀町条例第51号）第23条に準じて算定した宿泊手当を助成する。

3 前2項の規定により算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（交付の回数）

第5条 同一の個人に交付できる助成金の交付の回数は、年1回とする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の規定により助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）を事業を実施しようとする日の20日前までに町長に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 収支予算書

(2) 町税等納付状況調査同意書

(3) 大会開催要項

(4) その他町長が必要と認める書類

（決定の通知）

第7条 町長は、規則第6条の規定により助成金の交付の決定をしたときはその決定の内容を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げることができる期日は、助成金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内とする。

（実績報告）

第9条 規則第13条第1項の規定により事業が完了したときは、その日の翌日から起算して20日を経過した日又は助成金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれかの早い期日までに補助事業等実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、その期日を変更することができる。

2 規則第13条第2項の規定による添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し（交通費）
- (3) 大会プログラム、成績表及び大会写真その他資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 町長は、規則第14条の規定により交付すべき助成金の額を確定したときは、補助金等交付額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者等に通知しなければならない。

（助成金の交付）

第11条 規則第16条の規定により助成金の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金等請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月24日教委告示第3号）

この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日教委告示第9号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月24日教委告示第3号）

この告示は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日教委告示第14号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日教委告示第8号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

志賀町長 様

住所
氏名

補助金等交付申請書

下記の事業の実施にあたり、補助金等の交付を受けたいので、志賀町補助金等交付規則第3条及び志賀町スポーツ全国大会等出場助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助年度	年度
補助事業等の名称	志賀町スポーツ全国大会等出場事業
出場大会名	
主催者名	
開催日	
会場名(住所及び施設名)	
選手等の住所及び氏名	
出場経緯	
添付書類	(1) 収支予算書(別紙その1) (2) 町税等納付状況調査同意書(別紙その2) (3) 大会開催要項 (4) その他町長が必要と認める書類

(注) 出場経緯は、予選大会等の名称及び成績を記入するか推薦書を添付すること。

別紙その1

収支予算書

収入の部

(単位：円)

収入項目	予算額	備考
合計		

支出の部

(単位：円)

支出項目	予算額	備考
合計		

別紙その2

担当課名

町税等納付状況調査同意書

年 月 日

志賀町長 様

(申請者)住 所
氏 名
電 話 番 号
生 年 月 日 年 月 日

年度志賀町スポーツ全国大会等出場助成金の交付申請にあたり、私の下記の町税等の納付状況について、志賀町が調査することに同意します。

記

調査対象の町税等

- 1 町民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

※以下、税務課使用欄

項目	該当するものに○		調査日	調査課名	調査担当者	課長
	滞納	分割納付				
町民税	有・無	有・無		税務課		
固定資産税	有・無	有・無				
軽自動車税	有・無	有・無				
国民健康保険税	有・無	有・無				

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

志賀町長 様

住所
氏名

補助事業等実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付の決定を受けた事業を下記のとおり実施したので、志賀町補助金等交付規則第13条及び志賀町スポーツ全国大会等出場助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助年度	年度
補助事業等の名称	志賀町スポーツ全国大会等出場事業
出場大会名	
主催者名	
開催日	
会場名(住所及び施設名)	
選手等の住所及び氏名	
成績	
添付書類	(1) 収支決算書(別紙) (2) 領収書の写し(交通費) (3) 大会プログラム、成績表及び大会写真その他資料 (4) その他町長が必要と認める書類

別紙

収支決算書

収入の部

(単位：円)

収入項目	決算額	備考
合計		

支出の部

(単位：円)

支出項目	決算額	備考
合計		

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

志賀町長 様

住所
氏名

補助金等請求書

年 月 日付け 第 号により補助金等交付額確定通知を受けた事業について、下記の金額の交付を受けたいので、志賀町補助金等交付規則第16条第2項及び志賀町スポーツ全国大会等出場助成金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

補助年度	年度
補助事業等の名称	志賀町スポーツ全国大会等出場事業
請求額	円

補助金等振込先

金融機関名	口座種別(いずれかに○)
支店名	普通 ・ 当座
口座名義 (カナ)	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。
口座番号	

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第11条関係)